



# 医療福祉相談室 だより

2013年9月  
第10号

## コラム 旅行透析について①～国内編～

松和会 MSW 部会

透析を受けているけれど、旅行を楽しみたい  
たまには家族や友人と一緒にちょっと遠くへ出掛けたい

…と希望される方は多いのではないのでしょうか？

故郷への帰省や出張など、泊りがけで遠方へ出掛ける機会もあると思います。

皆様は日頃2日もしくは3日おきに決まった施設で透析を受けられていると思いますが、事前に予約して頂ければ、旅行先の施設で透析治療を受けることが可能です。

旅行透析をご希望される方は、まず透析室のスタッフに相談してください。旅行先での透析に関するアドバイスを聞かれた上で綿密な計画を立て、ゆとりを持って出かけられることをお勧めします。

なお、県外(都外)の施設で透析をされた場合、お支払いは特定疾病療養受療証によって、上限額を1万円(上位所得者は2万円)に抑えられます。

また、重度障害者医療費助成制度(マル障)若しくは東京都難病医療費等助成制度(マル都)をお持ちの方は、後日お住まいの市区町村窓口で払い戻し申請の手続きをすることで自己負担金が助成されます。※郵送で申請可能な地域もあります。手続き方法は各自治体にお問い合わせ下さい。

### 《 必要なもの 》

- ①健康保険証
- ②特定疾病療養受療証
- ③身体障害者手帳
- ④透析医からの紹介状など書類一式
- ⑤常備薬

※ 病院によって異なりますが、①～④は必ずお持ちください。

また、着替えやスリッパ、タオル等が必要な場合もありますので事前に透析施設へ確認することをお勧めします。

※松和会グループの透析施設で旅行透析(臨時透析)をご希望される方は各施設までお気軽にお問い合わせください。



☆次号では、海外編をご紹介します予定です。